



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

777	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
778	〃	(〃).....	1
779	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
780	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	2
781	〃	(〃).....	2
782	〃	(〃).....	3
783	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	3
784	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
785	〃	(〃).....	4
786	道路の供用開始	(〃).....	4
787	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	4
788	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	5
789	和歌山下津港(海南地区)放置等禁止区域内に放置されている所有者不明の物件等の措置	(港湾空港振興課).....	6
790	更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	8

告 示

和歌山県告示第777号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700709	すみれ障害福祉サービス事業所	紀の川市西大井143-5 ロクイチビル3階	同行援護	株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-11	令和元.9.30

和歌山県告示第778号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日

3012300 103	社会福祉法人新 宮市社会福祉協 議会	新宮市新町3-2-4 新宮ステーション	行動援護	社会福祉法人新 宮市社会福祉協 議会	新宮市野田1-1	令和 元. 12. 1
----------------	--------------------------	------------------------	------	--------------------------	----------	----------------

和歌山県告示第779号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字川原河字筏繫495
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字筏繫495（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第780号

令和元年和歌山県告示第667号（以下「告示第667号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
真砂良太郎
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第667号のとおり

和歌山県告示第781号

令和元年和歌山県告示第697号（以下「告示第697号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

田中啓司朗

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第697号のとおり

和歌山県告示第782号

令和元年和歌山県告示第711号（以下「告示第711号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

山本松枝

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第711号のとおり

和歌山県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河那賀線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市粉河字西岡4070番1地先から同市粉河字大平3602番1地先まで	旧	9.33 } 16.46	193.60	
同上	新	11.48 } 18.80	193.60	

和歌山県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡印南町大字羽六字柿花913番1地先から同町大字羽六字割木平825番地先まで	旧	8.60 } 22.07	287.80	
同上	新	10.33 } 22.43	287.80	

和歌山県告示第786号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字羽六字柿花913番1地先から同町大字羽六字割木平825番地先まで

供用開始の期日 令和元年12月17日

和歌山県告示第787号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
井関(553)、那智山(591)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第788号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
切目川左支溪(5-390-1-038)、切目川左支溪(5-390-1-040)、切目川右支溪(5-390-2-113)、切目川右支溪(5-390-2-114)、切目川右支溪(5-390-2-115)、切目川左支溪(5-390-2-125)、上洞1(Ⅱ-4994)、上洞休場1(Ⅱ-4995)、上洞2(Ⅱ-4996)、上洞休場2(Ⅱ-4997)、上洞大垣内1(Ⅱ-4998)、上洞柿原1(Ⅱ-4999)、上洞柿原2(Ⅱ-5000)、上洞柿原3(Ⅱ-5001)、上洞柿原4(Ⅱ-5005)、上洞大垣内3(Ⅱ-5007)、上洞5(Ⅱ-5011)、上洞大垣内5(Ⅱ-5012)、上洞大垣内4(Ⅱ-5013)、上洞(101)(Ⅱ-50645)、上洞(102)(Ⅱ-50646)、上洞(103)(Ⅱ-50647)、上洞(104)(Ⅱ-50648)、上洞(105)(Ⅱ-50649)、上洞(106)(Ⅱ-50650)、上洞(107)(Ⅱ-50651)、上洞(108)(Ⅱ-50652)、楠本(Ⅰ-1242)、名杭(Ⅰ-1243)、名杭2(Ⅰ-1244)、島田(Ⅰ-1246)、橋ヶ谷(Ⅰ-1247)、島田2(Ⅰ-4106)、島田3(Ⅰ-4107)、島田4(Ⅰ-4108)、島田5(Ⅰ-4109)、島田6(Ⅰ-4110)、島田滝の岡1(Ⅰ-4111)、島田滝の岡2(Ⅰ-4112)、島田12(Ⅱ-5199)、島田14(Ⅱ-5201)、島田15(Ⅱ-5202)、島田16(Ⅱ-5203)、島田17(Ⅱ-5204)、島田滝の岡5(Ⅱ-5206)、島田8(Ⅱ-5207)、島田9(Ⅱ-5208)、島田滝の岡3(Ⅱ-5210)、島田滝の岡4(Ⅱ-5211)、島田橋ヶ谷(Ⅱ-5212)、島田10(Ⅱ-5213)、島田11(Ⅱ-5214)、島田28(Ⅲ-2808)、島田31(Ⅲ-2811)、島田(104)(Ⅱ-50572)、島田(105)(Ⅱ-50601)、島田(101)(Ⅰ-50237)、島田(102)(Ⅰ-50238)、島田(106)(Ⅱ-50602)、島田(107)(Ⅱ-50603)、島田(108)(Ⅱ-50604)、島田(109)(Ⅱ-50605)、島田(110)(Ⅱ-50606)、島田(111)(Ⅱ-50607)、島田(112)(Ⅱ-50608)、島田(113)(Ⅱ-50609)、島田(115)(Ⅱ-50611)、島田(103)(Ⅰ-50239)、島田(116)(Ⅱ-50612)、島田(118)(Ⅱ-50614)、島田(119)(Ⅱ-50615)、島田(120)(Ⅱ-50616)、島田(121)(Ⅱ-50617)、島田(122)(Ⅱ-50618)
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
 - (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

島田(114)(Ⅱ-50610)、島田(123)(Ⅱ-50619)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第789号

港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第56条の4第2項の規定に基づき、和歌山下津港(海南地区)放置等禁止区域(令和元年和歌山県告示第233号で指定した放置等禁止区域をいう。以下同じ。)内に放置されている所有者不明の物件等の措置を次のとおり行う。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 物件等の所在及び種類等

(1) 所在

海南市名高及び鳥居の和歌山下津港(海南地区)放置等禁止区域内

(2) 種類等

次に掲げる物件等

整理番号	種類	材質	縦×横×高さ(cm)
1	梯子	鉄	20×30×200
2	梯子	鉄	120×60×120
3	梯子	鉄	20×30×200
4	梯子	鉄	20×30×40
5	梯子	鉄	20×50×150
6	台	鉄	250×40×60
7	梯子	鉄	20×50×150
8	梯子	鉄	20×30×200

9	椅子	鉄	80×80×100
10	梯子	鉄	120×150×80
11	浮棧橋	鉄	50×50×200
12	台	鉄	500×100×300
13	梯子	鉄	100×75×300
14	ブロック	コンクリート	130×50×70
15	梯子	鉄	100×50×100
16	梯子	鉄	400×300×300
17	梯子	鉄	20×90×300
18	梯子	鉄	20×80×300
19	梯子	鉄	200×100×300
20	梯子	鉄	100×100×400
21	梯子	鉄	200×150×400
22	ブロック	コンクリート	50×30×30
23	梯子	鉄	20×40×220
24	梯子	鉄	20×80×300
25	ブロック	コンクリート	120×30×20
26	ブロック	コンクリート	20×40×20
27	梯子	鉄	20×90×300
28	梯子	鉄	20×50×150

2 所有者等の行うべき措置

当該物件等の所有者、占有者その他当該物件等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山下津港湾事務所に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該物件等を撤去すること。

3 和歌山県知事が行う措置

所有者等が2の期限までに2の措置を行わないときは、和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該物件等を撤去するものとする。

なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第56条の4第8項の規定に基

づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港六丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 総務管理課（電話番号 073-431-7266）

和歌山県告示第790号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

(2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、令和元年12月17日（火）において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）

イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもので、役員を成年被後見人又は被保佐人とする旨の記録がない登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。））

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれら

に相当する書類)

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

キ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書

ク 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表

(2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）

イ 使用印鑑届

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和元年12月17日（火）から令和2年1月9日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6の(1) のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和2年1月10日（金）午後4時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和元年1月16日（木）までに回答するものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

令和元年12月19日（木） 午前11時00分

5 資格審査申請書類の配布場所

6の(1) のアに同じ。

6 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1) に掲げる申請書類を、令和元年12月17日（火）から令和2年1月17日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

(2) 和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和2年2月5日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

7 資格審査の結果通知

(1) 6の(1)の結果通知

郵便により令和2年2月3日（月）までに通知する。

(2) 6の(2)の結果通知

郵便により令和2年2月10日（月）までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 公安委員会への理由の説明の求め

令和2年2月13日（木）午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和2年2月21日（金）午後4時まで

(2) (1)の書面は、持参により提出するものとする。

(3) (1)のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア (1)のアに対する回答

令和2年2月17日（月）までに回答するものとする。

イ (1)のイに対する回答

令和2年2月26日（水）までに回答するものとする。

(4) (1)の書面の提出先は、6の(1)のアに掲げる場所とする。